

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別お取扱いを実施いたします。

詳細につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

記

〔災害救助法適用地域の特別お取扱いについて〕

- 保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、提出書類を一部省略することで、保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払いを行います。

〔災害救助法の適用状況（内閣府発表）〕

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 30 年 2 月 6 日	【福井県】 福井市（ふくいし） あわら市（あわらし） 坂井市（さかいし） 大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし） 鯖江市（さばえし） 吉田郡永平寺町（よしだぐんえいへいじちよう） 丹生郡越前町（にゅうぐんえちぜんちよう）	平成 30 年 2 月 4 日から の大雪による災害にかか る災害救助法の適用につ いて
平成 30 年 2 月 13 日	【福井県】 <u>越前市（えちぜんし）</u>	

（下線は今回追加地域）

以上

【お問い合わせ先】